生分解性マルチ普及推進事業補助金交付要綱

令和7年4月24日

告示第5号

　(趣旨)

第1条　この要綱は、里芋栽培の省力化と廃プラスチック対策を推進するため、生分解性マルチの普及に向けて支援を行う生分解性マルチ普及推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助要件)

第2条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1)　市内に住所を有する個人、市内に本社の住所を有する法人又は市内の営農組織(以下「対象事業者」という。)

(2)　販売目的をもって里芋を栽培する対象事業者

(3)　市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条　補助金の交付の対象となる経費は、里芋を栽培する農地において使用するものであり、補助金を申請する年の1月1日から6月30日までに納品し、かつ、4月1日以降に支払をする生分解性マルチ(以下「補助対象マルチ」という。)の購入に要した経費(市内で購入したものに限る。)とする。

(補助金の額及び交付回数)

第4条　補助金の額は、補助対象マルチ1本当たりの福井県農業協同組合(以下「JA福井県」という。)の予約販売価格とJA福井県が販売する同等の黒マルチの価格の差額(100円未満切捨て)に購入本数を乗じて得た額とする。ただし、交付回数は1対象事業者につき1会計年度当たり1回を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条　補助金の交付を受けようとする対象事業者は、生分解性マルチ普及推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に購入先の機関、団体等が発行する補助対象マルチの購入数量が正確に確認できる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条　市長は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、規則で定める交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条　補助金の交付決定を受けた者が、当該補助金の交付を受けようとするときは、生分解性マルチ普及推進事業補助金交付請求書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第8条　市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1)　当該年度に生産した里芋を出荷しなかったとき。

(2)　規則又は補助要件等に違反したとき。

(3)　事業等の施行方法が不適当と認められるとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、不正の事実があると認められるとき。

(その他)

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。